

公的統計基本計画変更案に対する委員意見に対する回答

総務省政策統括官室

※①3/30 資料 2（説明者資料）において引き続き検討とした事項への回答、②3/30 部会における委員ご意見への回答

**今回の計画変更全般**

1 「はじめに」の部分で、「平成 31 年 1 月に明らかとなった不適切事案」によって、「公的統計の信頼回復」が求められることとなったとあるが、計画改定の背景、現状認識、今回の改定の考え方を、より明確に記述してはどうか。【神田委員】

《3 月 16 日配布の資料 1 の該当ページ（以下同じ）P 1～2》

2 今回の変更により、新たな取組を盛り込み、リスク管理を強化することには賛成である。しかし、リスク管理の強化により、公的統計の変革が後退するという誤解を与えることのないようにすべき。「はじめに」又は「第 1」の部分において、今回の変更が、新しい時代にふさわしい公的統計の変革を行うための積極的な意味合いを持つ旨を追記できないか。【野呂委員】

《P 1～8》

(答) ご指摘を踏まえ、別添 1 のとおり、不適切事案の概要、問題認識、再発防止策及び総合的対策の趣旨に係る記載を補足した上で、今回の変更が、未然防止にとどまらず積極的意義が含まれるよう修正いたします。

3 「(4) ア」冒頭に記載されている報告者の負担軽減、統計の作成・提供の効率化は、依然として重要な課題だと思うが、PDCA サイクルと一緒の箇所に論じているため、効率化の位置づけがあいまいになっている。統計の作成・提供の効率化と品質管理はいずれも大きな柱なので、別々に整理する、あるいは、同じ節に書くのであれば、両者を関連づけて書く必要があるのではないか。【神田委員】

《P 30～31》

(答) ご指摘を踏まえ、別添 2 のとおり、他項目において既に記載がなされている内容については、その記載場所が明確となるよう修正いたします。

## 総合的品質管理

4 今回の変更の大きな目的の一つは、P D C Aサイクルを導入することで品質管理を行うことを正式に決定することだと思う。しかし、原案では、「このため」以下に書かれた数々の取組のうち、どれがP D C Aサイクルに該当するのか分かりづらい。品質プロセスの管理をするという点では、P D C Aサイクルの取組を明確に規定することが必要だと考える。

(注)「・・・調査計画等の見直しに反映する(P D C Aサイクル)ほか、・・・」が全体の構成を分かりにくくしているように思える。【神田委員】

《P 3 1》

(答)

- ご指摘を踏まえ、「このため」以下に記載した取組のうち、P D C Aサイクルの取組に該当するものが明確となるよう、**別添2**のとおり修正いたします。

5 品質保証については、第Ⅱ期基本計画にも記載があり、平成22年から取り組まれているとのことであるが、これまでの取組が、今回の不適切事案を防止できなかった理由について明記した上で、P D C Aサイクルを導入する必要があるのではないか。原案では、これまでの品質保証の取組について総括することなく、P D C Aサイクルを導入しているように受け止められる懸念がある。【神田委員】

《P 3 1》

(答)

- ご指摘を踏まえ、**別添2**のとおり、昨年の統計委員会の建議における状況認識に係る記載を補足した上で、品質保証の取組の前提をなす、調査計画に関するガバナンスを確立することが急務である旨を補足し、趣旨がより明確に伝わるよう修正いたします。

6 統計委員会の「要求事項」の取りまとめの内容が不明確。統計委員会の本来の役目は統計精度の向上を目指すことにあり、それについては、建議や諮問審議での課題提示等の仕組みがある。したがって、この「要求事項」は、業務プロセスに関することだと考えるが、どのように取りまとめるのか。もし個別統計毎の業務プロセスについて要求事項を作成するとすれば膨大な量になるのではないかと懸念がある。具体的なイメージを提示してほしい。【宮川委員】

《P 7 4》

(答)

- お尋ねの「要求事項」については、国際的な品質マネジメント規格である ISO20252等を踏まえつつ、調査の企画から公表に至る一連の統計作成プロセスにおいて、標準的に行うべき事項が「現場での確に管理・履行されているか」に主眼をおいて示すこ

とを想定しているものであり、個別の統計調査ごとに定めることを想定しているものではありません。具体的イメージについては、**資料1～2**をご参照ください。

- また、ご指摘を踏まえ、別表については、統計監理官等が行う第三者監査は、こうした個々の統計作成プロセスについて、一般的な要求事項を定めて行うものであることが明確となるよう、**別添3**のとおり修正いたします。

**7 統計コストの3年間で2割削減の部分は、統計作成・提供の効率化に係る内容であり、PDCAサイクル等の取組とは性格が異なる。記載の整理が必要である。**

**【神田委員】**

《P32～33》

(答)

- いわゆる「3年2割」の部分については、品質確保よりも統計の管理（統廃合を含む）の方が親和性の高い内容であることから、**別添2及び4**のとおり、「イ 統計の重要度に応じた管理」の部分に移します。

#### **統計の重要度に応じた管理**

**8.**

- 統計の統廃合をもっと強調すべきではないか。**【野呂委員】**
- 統計の区分の取組について、1回で終わるのではなく、適宜見直すのであれば、明確に記載すべきではないか。**【神田委員】**

《P32～33》

(答)

- ご指摘を踏まえ、「廃止」の文言について、統合も含めた「統廃合」に改めます。
- また、統計の統廃合を強調し、区分の取組が1回で終わるものではないことを明らかにするため、**別添2及び4**のとおり、以下の修正を行います。
  - 1) 該当箇所に「不断の取組として、」を追記する。
  - 2) 別表の該当施策に「とともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う」を追記する。

## 統計部局による広範囲な支援

9 「統計監理官」として採用するもの例示において、若手研究者を明示する必要があるか。【中村委員】

《P81》

- ご指摘を踏まえ、別添5のとおり、「若手」を明示しない形で整理させていただきたいと考えております。

## 専門人材の育成

10 今回新設する「データアナリスト」及び「データアナリスト補」の対象者や授与、基準、公務員としてのキャリアの位置づけ、職場環境等について、実効性を担保できるような措置すべきではないか。【神田委員】

《P42、85》

(答)

- 今回新設する「データアナリスト」及び「データアナリスト補」の対象者や授与については、総務省が行うこととしており、今回改定する基本計画の別表に記載しています。また、認定するための基準についても、今後、総務省が各府省と共に検討を進めることとしています。
- 統計人材の公務員としてのキャリアの位置づけや職場環境等については、公務員制度全体のバランスの問題があることから、個別に閣議決定文書の基本計画に盛り込むのではなく、各府省の人事管理運営の方針に盛り込み、人事管理官が集まる会議において周知していきたいと考えています。

<参考> 令和2年度における人事管理運営方針（内閣総理大臣決定）抄

（EBPM 及び統計人材の確保と育成）

（9）「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）、「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）等を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）及びそれを支える質の高い統計データの整備を推進するための人材の計画的な確保・育成を図る。

特に、統計データの専門性を有する人材として、各府省等は、「統計行政の新生に向けて」に提言のあった統計データアナリスト等の育成目標を定め、総務省統計研究研修所が実施する研修を職員に受講させて計画的に確保・育成する。

また、統計データアナリスト等には政策立案等の業務経験を積ませて、複数の専門分野を持たせて育成するほか、留学や民間企業、国際機関等での勤務の機会を付与するなど、さらなる能力の向上を図るとともに、適切な処遇・配置やキャリアパスの工夫等を行う。

11 今回新設する「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」について、地方公共団体職員も認定を受けることが可能であることの周知も精力的に行うべきではないか。【清原委員】

《P40》

(答)

- ご指摘を踏まえ、今回新設する「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」について、地方公共団体を対象とする会議で紹介するなどの周知を徹底してまいります。

12 公的統計の作成方法を行政機関から広く情報提供すべきではないか。

【野呂委員、嶋崎委員】

《P32》

(答)

- 各府省が所管する統計調査の作成方法を利用者に広く知らせるために、これまでもe-Statにおいて調査の概要を掲載しているほか、今回の基本計画の改定により、統計調査の調査計画の一覧をホームページに掲載することにより、公的統計の作成方法を広く情報提供していくこととしています。
- ご指摘を踏まえ、今後も引き続き、以上のような取組を推進してまいります。

13 「統計データアナリスト」や「統計データアナリスト補」の名称については、外国語にしても分かりやすい「データサイエンティスト」などにすべきではないか。

【宮川委員】

《P42》

(答)

- 一般的に、「データサイエンティスト」は、コンピュータサイエンスなどの知識・スキルも駆使し、先端の研究者のような高度な活動を行うことも求められる職種であると承知しております。
- 一方、今回新設する「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」については、政府統計の作成や審査の確実な実施などに必要な理論や実務の能力を育成・認定するものです。「統計データアナリスト」又は「統計データアナリスト補」に認定された者は、統計調査の設計や実施の管理など政府統計の作成や審査に関する業務を中心に従事することとしていることから、一般的なデータサイエンティストとは異なった名称としているものです。

14 統計に関する資格が民間を含めて乱立する中で、今回新設する「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」は、どのように位置づけられるのか。【北村部会長】

《P42》

(答)

- 今回新設する「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」については、国家公務員及び地方公務員のみを対象として、政府統計の作成や審査に必要な理論や実務の能力を中心に育成・認定するものであり、民間における資格とは趣旨や性格が異なるものと考えています。
  
- また、今後、認定するための基準を各府省と検討するに当たり、民間資格（統計検定等）の保有者は一定の研修の受講を免除することを検討することとしています。

#### 職場風土の確立

15 「総合的対策においては、・・・不可欠である。」は、「総合的対策においては、・・・不可欠であるとしている。」などの書き方が適切ではないか。【中村委員】

《P43》

(答)

- ご指摘の趣旨を踏まえ、別添6のとおり表現ぶりを修正いたします。

16 「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」や「統計に携わる職員の行動理念（統計職員バリュー）」の括弧書きは削除すべきではないか。【清原委員】

《P43、86》

(答)

- ご指摘を踏まえ、本文中の括弧書きを削除するとともに、引用元である総合的対策における記述との対応が分かるよう、別添6のとおり注書きを付すよう修正いたします。

## 基本計画の実施・運営

17 基本計画実施の責任者や基本計画のフォローアップの責任者が誰であるのか、原案では明らかにされておらず、漠然としている。「府省一体となった推進体制」やワーキンググループとは、どのようなものなのか。また、総務省の位置づけも明らかではない。本節で、計画を実施するためのガバナンスの体制を具体的に示す必要があると考える。【神田委員】

《P44》

(答)

- ご指摘を踏まえ、別添7のとおり、基本計画を推進するための具体的な組織体の事例や、別表において取組ごとに担当府省が明示されている旨等を補足するよう修正いたします。

18 総合的品質管理に関して、PDCAサイクル、第三者評価、標準的業務マニュアルなどを導入することとされているが、取組の重複や漏れなどを除き、全体のバランスを見る「調整役」を具体的に指定する必要がある。【野呂委員】

(答)

- ご指摘のとおり、総合的品質管理に関して、PDCAサイクル、第三者評価、標準的業務マニュアルなどを導入は、相互に密接に関連するものであり、取組の重複や漏れの精査、全体のバランス確保も必要です。これら取組の全体のとりまとめ役の位置づけは、総務省政策統括官（統計基準担当）が担うものと考えています。
- また、総務省が責任をもって調整役に当たることを明確化するため、別添3のとおり、別表のうち、統計監理官等による第三者監査に関する箇所の担当府省欄に総務省を追加いたします。

## 複数項目にまたがる意見

### 19 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1. 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

#### 2. 統計の品質確保

(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援

#### 4. 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等

上記の3つの箇所については、品質管理で要求されている水準を超えた品質の改善を目指す上で重要な事項と思う。しかし、原案では、それぞれの箇所で異なる書き方となっており、仕組みとして体系化されていない印象を受ける。重要事項として連結していることが分かる書き方とし、これらの検討を通じて「統計専門家が活躍できる分野を開拓していくという位置づけを与えることはできないか。

特に、仕組みとして体系化されていない印象を受けたのは、1(1)の各府省の取組と、2(3)の各府省、統計研究研修所、統計委員会、総務省の4つ組織の取組、そして、4の統計部局による広範な支援を行う統計センターの役割分担が分かりにくいことが原因と思われる。【神田委員】

(答)

- ご指摘を踏まえ、別添2のとおり、行政記録情報等の活用や、統計に共通する課題の研究等が品質管理とつながる取組であり、それを進めるに当たって、品質確保との連携が必要である旨を補足するよう修正いたします。

## その他

御指摘いただいた事項のほか、誤字がありましたので、別添8のとおり、修正します。



企画部会での審議を踏まえた基本計画変更案の修正（新旧対照表）

【はじめに】

諮問時の基本計画変更案 (R2. 3. 16)	部会審議を踏まえた修正案
<p>(前略)</p> <p>このため、統計法第4条第6項の規定に基づき、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、統計委員会の審議を通じた公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することと規定されている基本計画を1年前倒しで変更し、平成30年(2018年)3月に平成30年度(2018年度)を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(本計画。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)を策定した。</p> <p>その後、平成31年(2019年)1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。これを受け、統計委員会が「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)を、統計改革推進会議統計行政新生部会が「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)を取りまとめたところであり、後者では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについて、第Ⅲ期基本計画を改定して盛り込むことが求められている。このような経緯を踏まえ、今般、第Ⅲ期基本計画の一部を変更することとした。</p> <p>今後、政府は、第Ⅲ期基本計画の内容について、新たに盛り込まれた取組も含め、引き続き、着実かつ計画的に推進する。</p> <p>なお、第Ⅲ期基本計画は、第Ⅱ期基本計画までの基本計画の本文及び別表形式を踏襲し、本文に取組の経緯や必要性、今後の方向性、継続的な取組事項等を、別表に今後講ずる具体的な措置・方策、担当府省等を記載している。</p>	<p>(前略)</p> <p>このため、統計法第4条第6項の規定に基づき、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、統計委員会の審議を通じた公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することと規定されている基本計画を1年前倒しで変更し、平成30年(2018年)3月に平成30年度(2018年度)を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(本計画。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)を策定した。</p> <p>その後、平成31年(2019年)1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。<u>これらの事案においては、長年にわたり不適切な処理が継続されたことにより、国民生活に重大な影響を与えた事案のほか、手続的な問題が大部分ではあるものの、当初の計画どおり行われていないものが多数見られるなど、統計行政のガバナンス上の問題が確認された。</u>これを受け、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が取りまとめられ、<u>①統計作成プロセスの適正化、②誤り発生への対応、③調査実施基盤の整備等に関する提言がなされた。</u>さらに、<u>統計改革推進会議統計行政新生部会において、公的統計が、統計部局のみならず、それ以外の政策部局においても多数作成されており、公的統計の品質向上には、統計部局、政策部局を問わず、政府全体としての対応が必要という認識の下、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)として、今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策が取りまとめられた。そして、その中では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについて、第Ⅲ期基本計画を改定して盛り込むことが求められた。</u></p> <p><u>このような経緯を踏まえ、今般、第Ⅲ期基本計画の一部を変更するものである。この変更により盛り込んだ取組には、将来における不適切事案の発生を未然に防止するという、いわば「守り」の強化という意味合いだけでなく、公的統計の作成・提供が、より時代にふさわしいものとなるための変革という積極的意義がある。</u></p> <p>今後、政府は、第Ⅲ期基本計画の内容について、新たに盛り込まれた取組も含め、引き続き、着実かつ計画的に推進する。</p> <p>なお、第Ⅲ期基本計画は、第Ⅱ期基本計画までの基本計画の本文及び別表形式を踏襲し、本文に取組の経緯や必要性、今後の方向性、継続的な取組事項等を、別表に今後講ずる具体的な措置・方策、担当府省等を記載している。</p>

(注) 見やすさのために、便宜、段落ごとに行間を設けています。

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

2 統計の品質確保

諮問時の基本計画変更案 (R2. 3. 16)	部会審議を踏まえた修正案
<p>(4) 品質確保に向けた取組の強化</p> <p>ア PDCAサイクルの確立等<sup>(注17)</sup></p> <p>各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用やオンライン調査の推進などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。</p> <p>一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、<u>統計作成プロセスに問題のある統計</u>が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。</p> <p>このため、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する（PDCAサイクル）ほか、BPR<sup>(注18)</sup>手法による検証や統計監理官<sup>(注19)</sup>等による第三者監査<sup>(注20)</sup>も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック<sup>(注21)</sup>の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック<sup>(注22)</sup>等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官<sup>(注23)</sup>による分析的審査<sup>(注24)</sup>を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。</p> <p>総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、PDCAサイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。</p> <p>また、平成29年度（2017年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準検査<sup>(注25)</sup>）及びオプション検査<sup>(注26)</sup>については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたこと</p>	<p>(4) 品質確保に向けた取組の強化</p> <p>ア PDCAサイクルの確立等<sup>(注17)</sup></p> <p>各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用<u>（第3の1（1）を参照）</u>やオンライン調査の推進<u>（第3の1（2）を参照）</u>などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減<u>（第3の1（3）を参照）</u>や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。</p> <p>一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、<u>専門的な検証なく担当課室限りの判断で標本設計が変更された事案など、統計調査の基本的枠組みである調査計画のガバナンスにおける課題</u>が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。</p> <p><u>まずは、品質保証の取組の前提をなす、調査計画に関するガバナンスを確立することが急務である。</u>このため、各府省は、統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映するPDCAサイクルの<u>仕組みを整備する。</u>このほか、BPR<sup>(注18)</sup>手法による検証や統計監理官<sup>(注19)</sup>等による第三者監査<sup>(注20)</sup>も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック<sup>(注21)</sup>の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック<sup>(注22)</sup>等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官<sup>(注23)</sup>による分析的審査<sup>(注24)</sup>を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。</p> <p>総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、PDCAサイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。</p> <p>また、平成29年度（2017年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準検査<sup>(注25)</sup>）及びオプション検査<sup>(注26)</sup>については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたこと</p>

3

4、5

諮問時の基本計画変更案 (R2.3.16)	部会審議を踏まえた修正案
<p>ろであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成 29 年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。</p> <p><u>さらに、各府省は、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保する一方で、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを3年間で2割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。</u></p> <p><b>イ 統計の重要度に応じた管理</b>  社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不断の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。</p> <p>このため、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、<b>廃止</b>や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>ろであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成 29 年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。</p> <p><u>なお、品質確保の更なる向上に向けては、行政記録情報等の活用（第3の1（1）を参照）や統計に共通する課題の研究（第3の2（3）を参照）等、他の取組との有機的な連携も必要である。</u></p> <p>(削除→イへ移設)</p> <p><b>イ 統計の重要度に応じた管理</b>  社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不断の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。</p> <p>このため、<b>不断の取組として</b>、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、<b>統廃合</b>や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。</p> <p><u>また、各府省は、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを3年間で2割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、引き続き、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。</u></p>

19

7

8

7

(注) 見やすさのために、便宜、段落ごとに行間を設けています。



【第3 公的統計の整備に必要な事項】

2 統計の品質確保

諮問時の基本計画変更案（R2.3.16）				部会審議を踏まえた修正案			
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、 総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。	(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、 総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。
	○ 統計法に基づく統計調査の審査手続について、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化を図る。	総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。		○ 統計法に基づく統計調査の審査手続について、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化を図る。	総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。
	○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P R の手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。		○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P R の手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和 2 年度 (2020 年度) から実施する。
○ 統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省	令和 3 年度 (2021 年度) から実施する。	○ 統計委員会が取りまとめる <u>一般的な</u> 要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、 <u>実査、集計等個々の</u> 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、 <u>総務省</u>	令和 3 年度 (2021 年度) から実施する。		
(後略)				(後略)			

6

18

【別表】

諮問時の基本計画変更案（R2.3.16）				部会審議を踏まえた修正案			
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア PD CA サイクル の確立 等	○ <u>統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</u>	各府省、 <u>総務省</u>	令和2年度（2020年度） <u>末までに実施する。</u>	ア PD CA サイクル の確立 等	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
イ 統計 の重要 度に応 じた管 理	○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定める。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和2年度（2020年度） から実施する。	イ 統計 の重要 度に応 じた管 理	○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、 <u>必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。</u>	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和2年度（2020年度） から実施する。
（～ 中略 ～）							
	○ <u>統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</u>	各府省、 <u>総務省</u>	令和2年度（2020年度） <u>末までに実施する。</u>				

8

7

<基本計画別表>

諮問時の基本計画変更案 (R2.3.16)			部会審議を踏まえた修正案		
第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援、統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援			第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援、統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援		
具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期
○ 統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、 <b>若手</b> 研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度(2020年度)から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度(2020年度)から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

諮問時の基本計画変更案（R2.3.16）	部会審議を踏まえた修正案
<p>(3) 職場風土の確立、職員の意識改革</p> <p>公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまでも、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠である。</p> <p>このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする「<u>統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）</u>」及び統計に携わる職員の行動理念（<u>統計職員バリュー</u>）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p>	<p>(3) 職場風土の確立、職員の意識改革</p> <p>公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまでも、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠である<u>とされている</u>。</p> <p>このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念（<u>注33</u>）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p> <p><u>（注33）総合的対策では、それぞれ「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び「統計職員を支える行動理念（統計職員バリュー）」とされている。</u></p>

15

16

【別表】

諮問時の基本計画変更案 (R2. 3. 16)				部会審議を踏まえた修正案			
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 「統計行政の運営原則(統計行政運営ビジョン)」及び統計職員の行動理念(統計職員バリュー)を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。	(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。



【第4 基本計画の推進】

1 施策の効果的かつ効率的な実施

諮問時の基本計画変更案（R2.3.16）	部会審議を踏まえた修正案
<p>第Ⅲ期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るためには、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を適時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。</p> <p>このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、<u>各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして</u>、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>（後略）</p>	<p>第Ⅲ期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るためには、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を適時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。</p> <p>このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、<u>総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、複数の府省間において、具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心とした</u>ワーキンググループを設けるなど、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>（後略）</p>

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

諮問時の基本計画変更案（R2.3.16）	部会審議を踏まえた修正案
<p>(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等</p> <p>ア 統計部局による広範な支援</p> <p>(略)</p> <p>これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これを沿った取組を推進する。</p>	<p>(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等</p> <p>ア 統計部局による広範な支援</p> <p>(略)</p> <p>これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これに沿った取組を推進する。</p>

- ✓ 調査実施プロセスにおいて、品質の高い統計を作成するため「標準的に行うべき事項」を示すもの
- ✓ 調査計画や、統計技術上必要な各種の指針が「現場で的確に管理・履行されているか」が主眼
  - ※ 調査計画の妥当性を検証、改善するPDCAサイクルの確立や、欠測値補完の在り方など統計技術上の指針を検討する活動とは別の取組
- ✓ 実施プロセスが適正であることについての(監査を通じた)「品質保証」(社会一般に向けた与信)が目的
  - ⇒ ○○が実行されている/いない 等、客観的に判断できるような基準であることが必要

## 「標準的に行うべき事項」のイメージ

### 調査企画・実査準備

- ・調査従事者への教育訓練、指導の実施
- ・標本抽出に至る一連の作業を指示通りに実施
- ・再委託先も含む管理体制の構築  
etc.

### 実査

- ・データのねつ造や恣意的改変を防ぐこと
- ・調査客体へのアプローチの仕方にバラつきがないこと  
etc.

### 審査・集計・公表

- ・個票の審査、分類格付や集計チェックのルールが定められ、かつ徹底していること
- ・元のデータに加えられた変更が正確に記録され、チェックされていること  
etc.

《共通》・再度の調査実行可能性や検証可能性を保証する記録の保存、個人情報や秘匿情報の保護、適正なデータ管理の徹底 etc.

各調査実施プロセスで、品質の高い統計を作成するために「標準的に行うべき事項」を抽出  
(第三者が適否を客観的に判断できるチェックリストのような形)

- ※ 各府省における実務を踏まえた具体的な検討が必要
- ※ 民間委託ガイドライン等、各種指針で求められている事項も踏まえ検討
- ※ 国際的な品質マネジメント規格であるISO20252に基づく日本品質管理学会規格等も踏まえ検討

## 「公的統計調査のプロセス－指針と要求事項」について

本規格は、ISO 20252「市場・世論・社会調査－用語及びサービス要求事項」を基に、公的統計調査のプロセスに対する要求事項及び指針を定めたものである。本規格においては、ISO 20252の要求事項から、公的統計分野には対応しない要求事項を削除するとともに、公的統計分野で用いられてきた用語・概念との整合が図られている。

調査プロセス	業務内容	「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」の該当箇所
0.マネジメント	1.調査計画・準備～4.集計・公表までの調査全般の運営・管理	4.マネジメントシステム、5.3全体進行のモニタリング及び調査実施機関の進行状況のモニタリング、5.4調査に関する文書、素材、製品、6.1データ収集一般、7.1データ管理と処理一般、7.4.3コーディングに関する教育・訓練、7.8電子データによる引き渡し、7.9データバックアップ、保存、セキュリティ、8.公的統計調査プロジェクト報告
1.調査計画	調査設計、調査区設定、用品準備、広報、説明会・教育・訓練など	5.1公的統計調査に関する指示・説明、5.2標本抽出、6.2指導員・調査員の実務管理、募集・採用及び教育・訓練、6.3.4指導員・調査員説明会の実施、6.6.2自記式調査票の試験調査
2.実査	調査票配布、調査票記入（他計式）、問合せ対応、調査票取集・督促など	6.3実査によるデータ収集の実施（6.3.4除く）、6.6.3電子式質問票、6.6.4調査対象者保護、6.8データ収集に関する記録
3.審査	調査書類受付、書類検査、分類符号付・検査、データ入力、記入内容の疑義照会・調査票の修正など	6.4指導員・調査員の検証、6.5データ収集プロセスのモニタリング、6.6.1自記式/インターネット調査のための標本抽出、7.2紙の調査票のデータ入力、7.3データの手入力を要しないデータベースの正確性、7.4コーディング（7.4.3除く）、7.5データ・エディティング、7.6データファイルの管理
4.集計・公表	集計プログラム作成・演算・結果表作成、分析・加工プログラム作成・演算、HPコンテンツ作成・掲載など	6.7二次的ソースからのデータ収集、7.4コーディング（7.4.3除く）（再掲）、7.7データ分析